資料１

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）事業の効果検証について

令和元年８月１日　企企第 628 号
令和３年１月６日　企企第 1392 号
令和６年８月 21 日　企企第 476 号
改正　令和８年８月 14 日　企企第 444 号

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）を活用した事業の効果検証に係る対象事業、事業効果区分及び判定基準等は下記のとおりとする。

記

１　効果検証の考え方

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）を活用した事業について、各年度の取組状況、関連指標（KPI）の達成状況、事業効果等を沖縄県地方創生推進会議に報告し、有識者の意見等を踏まえ、当該交付金事業の効果的な推進を図る。

２　対象事業

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）を活用した事業（細事業毎）

３　事業効果の判定について

（１）事業効果区分と判定基準

最終区分	詳細	判定基準
事業の内容がKPI達成に有効であった	①地方創生に非常に効果的であった	全てのKPIが目標値を達成するなど、大いに成果が得られたとみなせる場合
	②地方創生に相当程度効果があった	一部のKPIが目標値に達成しなかったものの、概ね成果が得られたとみなせる場合
	③地方創生に効果があった	KPI達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したとみなせる場合
事業の内容がKPI達成に有効ではなかった	④地方創生に対して効果がなかった	KPIの実績値が開始前よりも悪化した、もしくは取組としても前進・改善したとは言い難いような場合